

平成 29 年 2 月 17 日

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

平成 28 年 11 月 30 日、国連安全保障理事会公式会合が開催され、北朝鮮による同年 9 月 9 日の核実験を安保理決議違反と認定し、同年 3 月の国連安保理決議第 2270 号を強化し、北朝鮮への人、物資、資金の流れ等を更に厳しく規制する内容の国連安保理決議第 2321 号が全会一致で採択されました。同決議では、禁輸措置の対象となる奢侈品(Luxury Goods)が追加されました。これを受け、本日、輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました。

### 1.改正の概要

国連安全保障理事会による北朝鮮に対する安保理決議において奢侈品(Luxury Goods)は禁輸措置の対象となっています。我が国においては、当該禁輸措置を担保するため、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第二の二に奢侈品を規定し、禁輸措置を講じております。

今般、安保理決議第 2321 号において奢侈品が追加されたことから、輸出令別表第二の二に当該奢侈品を反映する改正を行います。具体的には以下を規制対象に追加するものです。

○つづれ織物【輸出令別表第二の二第十三号の二】

○磁器製の食卓用品【輸出令別表第二の二第十三号の三】

※ 上記輸出令の改正に伴い、関連する告示・通達についても改正します。

### 2.今後の予定

公布・施行:平成 29 年 2 月 22 日(水曜日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 戸高

担当者:野澤、熊野

電 話:03-3501-1511 (内線3241~5)

03-3501-0538 (直通)

03-3501-5896 (FAX)